

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

デジタル医療MaaS推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県八代市

3 地域再生計画の区域

熊本県八代市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

八代市坂本町は162.82㎢と面積が大きく、八代市全体の4分の1を占める山間地である。当該地区は、令和3年11月30日現在で、高齢化率が60.9%となっており、市内全体の高齢化率34.6%と比べると、最も高齢化の進んだ地区となっている。

また、当該地区の人口は平成24年度末の4,550人から、令和2年度末には2,975人まで減少しており、過疎化が進んでいる。

坂本町には医療機関がなく、住民が医療機関を受診するためには市街地の医療機関を受診するしかなく、最寄りの医療機関まで10km以上移動する必要がある集落も多くあり、相当な時間と費用を要している。

当該地区においては、市街地の医療機関から医師の往診等が実施されているものの、医療機関側においても往診に係る移動等が大きな負担となっており、交通手段を持たない高齢者は医療機関の受診のため、当該地域に住み続けたくとも市街地に転出せざるをえないことが人口流出の一因となっている。今後、市街地の病院による往診回数が減少すれば、人口減少が加速し、地域コミュニティの機能の保持も危ぶまれる状況にあることから、高齢者の医療機関受診に係る負担軽減とともに、坂本地域における往診を行う医師の負担軽減も必要となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

八代市は九州の中央部、熊本市の南約40Kmに位置し、市域は東西約50Km、南北約30Kmで、約680Km²の面積を有している。

八代市では進行する人口減少と高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって発展し、活力ある街を実現するため、令和3年3月に第2期八代まち・ひとしごと創生総合戦略を策定した。当該総合戦略では、新たな時代の流れを力にした地方創生として、「society5.0の実現に向けた技術の活用」で多様な幸せが実現できる社会を目指している。同じく令和3年3月には「デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針」を策定し、8月に「スマートシティやつしろ」としてキックオフを行うなど、基本理念に、『ICT等の先端技術を活用し、地域課題の解決とサービスの効率化・高度化を図り、「安全・安心で、持続的に発展するまち“スマートシティやつしろ”」を目指します。』を掲げ、市全体でデジタル化を推進している。

本市の大きな面積を占める坂本地域は、全国の山間地域と同様に近年は高齢化および過疎の進行が課題となっている。令和2年7月には豪雨災害により、市街地の仮設住宅に避難するなど人口の減少が加速し、地域サービスの維持も危ぶまれている。

また、山間部かつ広大な面積である坂本地域は医療機関がないため、移動の足を持たない高齢者には病院のため、市街地に転居する方もおり、人口減少の一因となっている。

今回、デジタル医療MaaS推進事業を実施することで、医療機関受診に係る負担の軽減と医療サービスの安定した提供を実現する。本事業で高齢者に限らず、子供も安心して生活できるようになり、人口流出の防止及び転出した人が戻ってくるができる環境をつくる。地域の人口の維持及び増加により、地域の賑わいを取り戻し、地方創生につなげていく。

また、本事業はデジタルインフラの整備により、誰一人取り残さず、全ての方がデジタル化のメリットを享受できる環境を作り、本市の掲げる「安全・安心で、持続的に発展するまち“スマートシティやつしろ”」を目指します。』の理念に寄与するものである。

【数値目標】

K P I ①	遠隔診療車によって医療アクセスを確保することができた患者数						単位	人
K P I ②	坂本地区における無医地区が解消した割合（人口ベース）						単位	%
K P I ③	-						単位	-
K P I ④	-						単位	-
	事業開始前 （現時点）	2022年度 増加分 （1年目）	2023年度 増加分 （2年目）	2024年度 増加分 （3年目）	2025年度 増加分 （4年目）	2026年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	0.00	0.00	100.00	-	-	100.00	
K P I ②	0.00	0.00	0.00	65.00	-	-	65.00	
K P I ③	-	-	-	-	-	-	0.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

デジタル医療MaaS推進事業

③ 事業の内容

①安定した医療サービスの提供を行い、デジタル化の効果を全市で向上させるため、医療MaaS実施に向けてオンライン診療車を導入する。また、八代市デジタル医療MaaS推進協議会を設立し、坂本地区における医療MaaS実証に向けての準備や企画を行うとともに、実証事業や本格運用の際に必要な配車・予約システムの構築を行う。

②モバイルクリニック実証事業

坂本地区におけるオンライン診療の実証を目指し、遠隔診療機器等を積載したオンライン診療に適した車両環境で看護師等が補助を行いながら、医師が市街地の診療所からのオンライン診療を訪問診療のみではなく、巡回診療という仕組みでの実証を行うとともに、慢性診療から高度化を図る実証も行う。

加えて、地域住民および医療機関の更なる負担軽減のため、オンライン診療の仕組みに服薬指導や薬剤配送を加えた検討、オンライン診療車をマルチタスク仕様にする事で、生活必需品等の小売り等の可能性も実証する。

また、本市は山間地域が7割以上も占めることから、坂本地区だけでなく、市内のへき地や過疎地域などの他地域での運用の可能性の検討も行う。

②モバイルクリニック運用事業

上に述べた実証事業で課題を検証した後にオンライン診療車による医療サービスを開始する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

実証事業のフェーズ進度に応じて、行政による関わり（支援）の度合いを低減させ、最終的には事業の採算ベース化を図ることにより、民間医療機関の経営につなげるとともに、事業運営の中で生じる様々な課題については、推進協議会のメンバーで随時協働体制で解決にあたる。

【官民協働】

- ・医療について、受診及び診療の両面に負担が大きい坂本地区域において、行政でオンライン診療を推進する体制を構築する。
- ・住民への負担軽減だけでなく、医療機関側の負担を軽減すべく、医療機関の意見を取り入れる。

【地域間連携】

中山間地域における医療提供に課題を抱える近隣の自治体に課題解決のモデルケースとして情報提供を行うとともに、八代市デジタル医療MaaS推進協議会への参加を呼びかけ、デジタル医療MaaS推進事業の取組みを拡大していく。

【政策・施策間連携】

- ・デジタル医療MaaS推進事業で、坂本地区域の住民のもとに医療サービスだけを運ぶのではなく、別の支援事業についても提供を行う。
- ・巡回診療については近隣の人が訪れる場となるため、人の集まる場としての活用を行う。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

坂本地区の創造的復興への取組みを契機として医療機器を装備した移動診療車に看護師が乗車し、オンラインで都市部にいる医師が患者を診察する。

併せて、配車プラットフォームにより、患者と医師が合意したオンライン診療のスケジュールに応じ、効率的なルートで患者宅を巡回するシステムも導入する。

理由①

デジタルインフラの整備を行うことで高齢化が進む山間地において、都市部との医療格差を縮めることができる。

取組②

該当なし。

理由②

該当なし。

取組③

該当なし。

理由③

該当なし。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 5 月

【検証方法】

「八代市・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けた施策とあわせ毎年検証し、施策の進捗状況やKPIの達成状況を、産官学金労言のメンバーで構成する「やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」で報告・検証する。

【外部組織の参画者】

「やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」

構成員：八代市、八代市市政協力員協議会、市内経済団体、市内農業団体、市内水産業団体、市内林業団体、市内交通業事業者、市内製造業者、DMOやつしろ、熊本県南広域本部、市内高等教育機関、教育・防災関係者、地域金融機関、地域労働団体、市内報道機関、市内保育団体

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに八代市ホームページ等にて検証結果を公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 56,793 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。